

さいたま市総合振興計画審議会条例

平成 14 年 3 月 27 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、本市の総合振興計画の策定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 50 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第 6 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、政策局において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。